

羽村市事業仕分け 議事録

実施日	平成 22 年 12 月 11 日（土曜日）
会 場	市役所 4 階会議室（第 1 会場）
事業名	1 - 6 高校入学時奨学金支給事業
出席者 （敬称略）	【コーディネーター】金子憲 【仕分け人】秋山法、指田勇、雨倉壽男、野澤実穂枝
担当課	教育総務課
質疑応答	<p>（仕分け人）平成 21 年度の受給者が多くなっているが、どのような理由が考えられるか。</p> <p>（説明者）経済不況の影響であると考えている。</p> <p>（仕分け人）主旨はいいことだと思うが、ただ給付するだけでは良くないと思う。ボランティア活動をするなどして、還元してもらうことも考えてはどうかと思う。</p> <p>（説明者）貴重なご意見として受け止めさせていただく。</p> <p>（仕分け人）支給した後、どのように使われたか把握しているのか。</p> <p>（説明者）把握はしていない。申請があって、審査をして支給条件に合致すれば支給している。</p> <p>（仕分け人）両親が、家賃の支払いや飲食費などに使っていることは考えられるのか。</p> <p>（説明者）制服代や教科書代などに活用してもらいたいという主旨は説明させていただいている。支給後の後追い調査は行っていないが、有効に使っていただいていると考えている。</p> <p>（仕分け人）市が意図する使い方とは違うものに使われているのではないかという懸念がある。</p> <p>（説明者）入学をするという確認は行っているため、制服代や教科書代に使われていると考えている。</p> <p>（仕分け人）平成 21 年度は、市民の血税が 408 万円投入されていて、どのように使われたのか確認をしないということは、疑問がある。</p> <p>また、対象者は、住宅を所有している方の場合は 480 万円以下の所得収入の方だということだが、現下の経済情勢で 480 万円の収入がある家庭に対して、支給する必要があるのか疑問である。</p> <p>（説明者）特に使途の確認はしていないが、入学準備の費用は必ず必要になるものとする。対象者の家庭の所得基準については毎年度検討している。現在は、就学援助費交付事業の区分を準用している。</p> <p>（仕分け人）最近、授業料が払えないなどの理由から、中途退学をする生徒も多いと聞くが、平成 21 年度に支給をした 68 人は、全員在学中なのか。</p>

(説明者) 入学後の在学状況の確認はしていない。

(仕分け人) この事業目的は、「社会に貢献する有為な人材の育成を目指す」と掲げられているので、入学後の通学・学習状況などを確認していないと、この支給金が政策目的に寄与し有効活用されているか否かの分析が行えない。入学後のきめ細かなフォローが必要ではないかと思う。

また、支給後、羽村市から転出した場合も対象になるのか。

(説明者) 基準日に要件を満たしていれば、支給する。入学後に転出することはありえる。

(仕分け人) 支給した場合、高校3年間は羽村市に在住し、羽村市から高校に通ってもらうということは考えられないか。そうでないと支給する意味がないようにも思えてしまうがいかか。

(説明者) 現状は、あくまでも中学生の高校入学時に対する支援である。授業料に対する支援であれば、フォローも必要であると考えている。

(仕分け人) 授業料でも入学支度金でも同じであると思う。どちらもチェックが必要ではないか。

(説明者) 入学時に経費はかかっているもので、その費用に対する支援である。

(仕分け人) 他市の状況はどうか。

(説明者) 26市では、小平市と羽村市が同じ制度を実施している。他市の制度は、授業料に対する制度である。

(仕分け人) 評価シートの「今後の取り組みの方向性」では、他市では支給(貸付)となっているが、利息はあるのか。

(説明者) 他市での奨学金制度は、基本的には無利息であり、卒業後に返すものである。奨学金制度がある市は20市であり、そのうち羽村市と小平市が入学時に対する支援であり、14市は授業料の給付であり、8市は貸付であり、2市は、給付も貸付も行っている。

(仕分け人) 平成21年度の奨学金受給者は68人である。昭和57年度から平成21年度までの27年間で、588人に対して支給しているが、奨学金を必要としている人は少ないように感じる。返済してもらうことは検討していないのか。

(説明者) 人数については、平成21年度の例で言えば、就学援助費の支給対象者は、生徒数518人のうち109人である。このうち、83人が奨学金を申請され、68人に支給を行っているため、人数が少ないとは考えていない。

昭和57年以前は貸付であったが、利用者がいないため、その後支給制度とした経緯がある。今後、支給から貸付にした場合、返済の事務の費用がかかる可能性がある。そのため、返済の検討はしていない。

(仕分け人) 一般的に、ODA(政府開発援助)や開発経済学といった分野における、大学の講義での国際協力支援に関する話であるが、たとえば日本の対アフリカ支援に関し、アフリカの困っている国々に対して給付をする

ことは、一見、良いことのように思われるが、逆にアフリカの国々が発展していくための自助努力の精神を阻害しているという側面もあることが指摘されており、良くないこともあるという。単純に給付することがすべて良いということではなく、自助努力を促すことが大切である。返済義務のある貸与制度にし、努力して返済するという意識を持たせることも必要である。

羽村市の高校入学時奨学金支給事業においても、支給を受ける高校生自身が、自助努力により羽村市が掲げる「社会に貢献する有為な人材の育成」という期待に存分に応えるように繋げていく発想が重要ではないか。すなわち、羽村市による支援も、高校生が「社会に貢献する有為な人材」に向けて自ら努力することに対して手を差しのべ、支援することを基本理念とすべきではないか。

また、自助努力がなければ本支給事業の政策効果も期待できないのではないかと思われる。補助を受ける支給対象世帯の所得の基準額についてであるが、他市では年収 300 万円に設定するなど、羽村市に比べ条件を厳しく設定している市もある。

羽村市のように一律 6 万円ではなく、年収が 300 万円では支給が 6 万円、350 万円だと 5 万円、400 万円だと 4 万円、500 万円だと 3 万円というように、対象者の世帯の所得水準に応じて支給額を細かく決め、支給総額の抑制措置を講じている市もある。

最後に、国の高校授業料無償化とこの奨学金制度との関係についての見解を聞かせ頂きたい。また、この制度の認知度に関してであるが、PR の方法はどうなっているのか教えて頂きたい。

(説明者) PR については、市立中学校 3 年生全員にお知らせをしているほか、広報紙や市ホームページでも紹介している。段階的な制度については、今後、参考とさせていただきたい。

対象者の所得の基準については課題であると考えている。高校授業料無償化との関係については、無償化になればこの事業を廃止するという議論にはならないと考えている。

26 市の中で、授業料についての奨学金を支給している市では、高校授業料無償化に伴い、羽村市のような入学時の支度金の制度への変更を検討している市もある。

<p>判 定</p>	<p>廃止 現行方法では、実施する妥当性がない。</p> <p>【廃止 4 人、市が実施（改善が必要） 1 人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者の自助努力、自己負担とすべきだと思う。 ・ボランティア活動など社会貢献活動をするような制度に検討する。 ・支給後のフォローをしていないのは問題である。フォローがされていない現行の制度では廃止である。 ・大学での ODA（政府開発援助）に関する話で例えたように、奨学金支給を受ける高校生が「社会に貢献する有為な人材」を目指して努力することに対して市が手を差しのべるというように、「自助努力支援」という考え方を基本理念に据えた制度設計が必要ではないか。 ・政策効果を定量的に分析するためにも、入学後の通学・学習状況の把握に努めるなど、きめ細かなフォローが不可欠だと思われる。
-------------------	--